

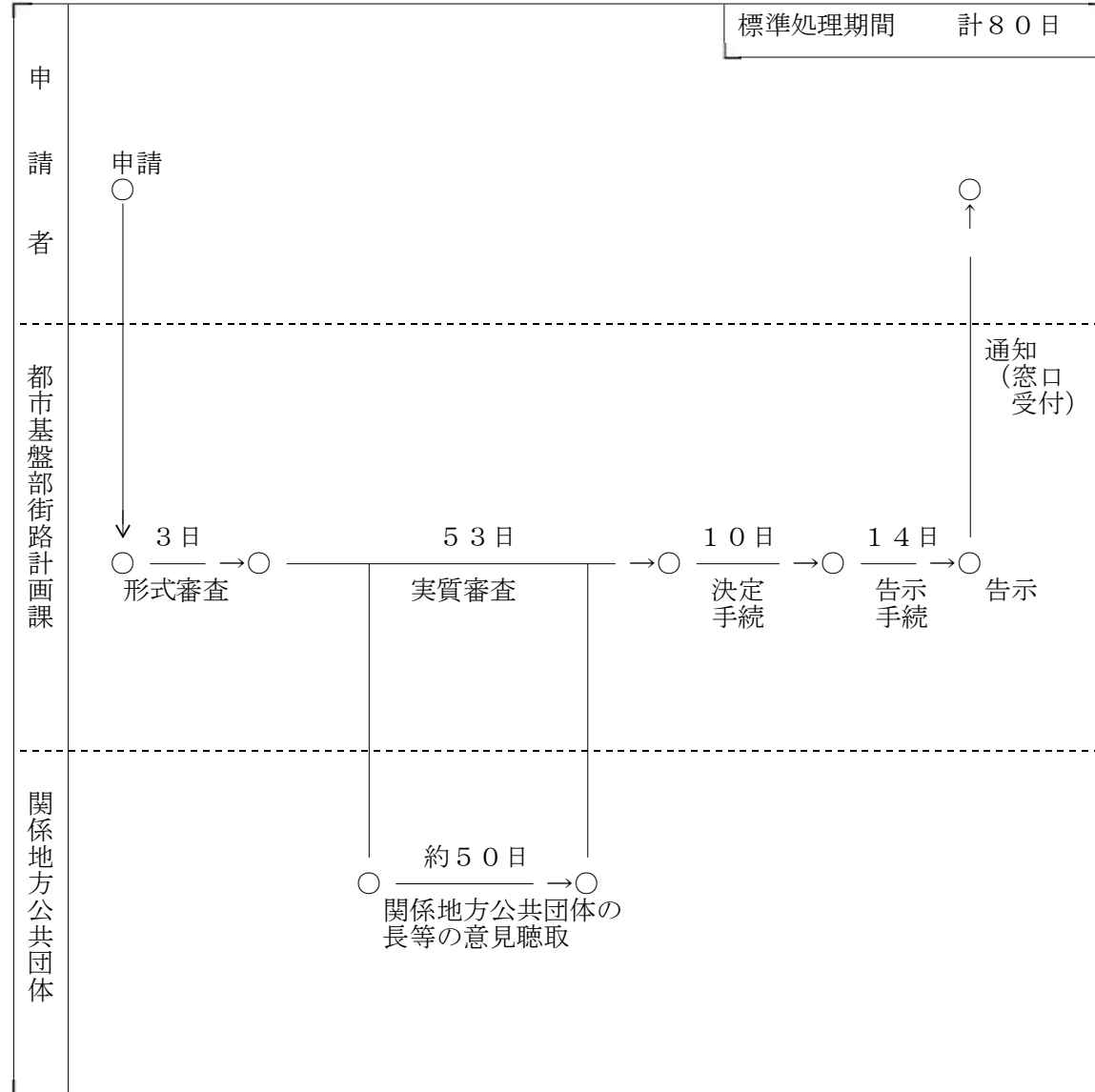
事務処理フロー図

事務名 都市計画法／特許事業者が行う都市計画事業の認可（都市計画道路事業）

作成部署 都市整備局都市基盤部街路計画課街路認可担当

電話 30-468

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	都市計画法第 60 条による申請書と添付書類がそろい、記載漏れがないかどうかを審査します。
2	実質審査	提出された図書について、事業の公益性及び内容、申請者の資力信用等を審査します。
3	関係地方公共団体の長等の意見聴取	法 59 条第 5 項に基づき意見を聴取します。(必要に応じて第 6 項に基づく意見聴取も行います。)
4	決定手続	認可の諾否について都市整備局長が決定します。
5	告示手続	法 62 条第 1 項に基づく告示について、事案決定手続を行います。
6	告示	法 62 条第 1 項に基づき、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間等を告示します。
7	通知	申請者に通知します。